

第32回厚生科学審議会がん登録部会

資料 1

令和 7 年 8 月 4 日 (月)

資料 1 全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等に係る検討 について

全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等に係る検討について

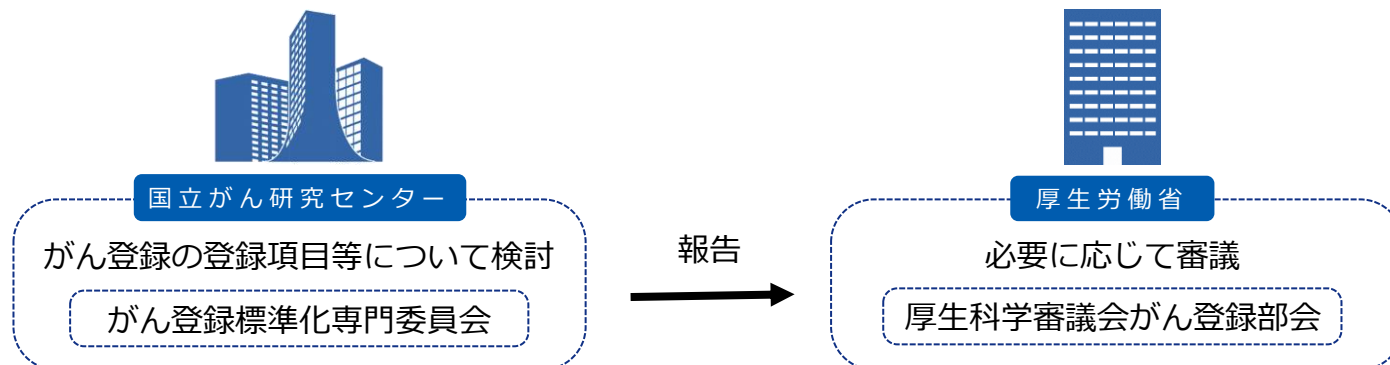
現状・課題

- がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。）に基づき、国（厚生労働大臣）は、病院等が届け出る情報に係る事項等の制定や改廃をしようとする場合には、あらかじめ、審議会等の意見を聴かなければならないこととされている。他方、厚生労働大臣から委任を受けた国立がん研究センターは、収集された情報を記録するデータベースの整備等を行うこととされている。
- また、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん登録標準化専門委員会規程（平成29年8月1日規程第28号）に基づき、がん登録標準化専門委員会（以下「委員会」という。）は、がん登録の登録項目及びその内容に関すること、がん登録の実務上の規則及び関連する分類のあり方並びに実務上の適用に関すること、その他がん登録実務に関することについて検討することとされている。
- 今後、医療・介護関係の公的データベースとの連結・解析が可能となることに伴い、がん登録データベースの利活用がさらに進むことを見据え、実態把握等に努めた結果、届出項目や届出のルールに関する見直しを行う必要が生じる可能性に備えて、検討プロセスについて改めて共有する必要がある。

対応（案）

- 国立がん研究センターは、引き続き、委員会において、がん登録の登録項目及びその内容に関すること等について検討し、その検討結果について、厚生労働省へ報告することとする。
- 厚生労働省は、その検討結果について、必要に応じて、厚生科学審議会がん登録部会において審議することとする。

<全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等に係る検討プロセスのイメージ>



全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等に係る検討について

検討項目（案）

① 全国がん登録の届出項目への追加

- TNM分類（※1）（日本がん登録協議会等から要望あり）
- 死亡場所（日本がん登録協議会、全国がん患者団体連合会、日本癌学会、日本公衆衛生学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会、日本疫学会から要望あり）

② 全国がん登録の届出ルールの変更

- 胃がんにおいて、治療方針に影響を与える「T1a」（※2）と「T1b」（※2）を区別することは、一定の臨床的意義があるという国会での議論を踏まえた検討

（※1）国際対がん連合（UICC）の病期分類

（※2）UICC TNM分類における区分

(参考) 日本がん登録協議会からの提言書抜粋 (TNM分類の追加)

日本のがん登録のさらなる進展のための日本がん登録協議会 (JACR) からの提言書 (抜粋)

提案の具体的な内容

UICC TNM 分類は、地域がん登録時代には進展度の確認として必須項目ではない形で収集されていましたが、全国がん登録では収集されていません。(院内がん登録では収集されています。)ただ、国際的には腫瘍の大きさ、転移リンパ節の個数や大きさについても重要な予後因子となるため、生存率解釈のためにUICC TNM 分類や小児がんToronto分類を収集している住民ベースがん登録も多くあります。そのため、UICC TNM 分類を院内がん登録などにより収集している医療機関や、今後は届出が可能な医療機関からは全国がん登録にUICC TNM 分類の届出を可能にすることを提案します。

UICC TNM 分類の登録には専門的な知識が必要なだけでなく、診療録に明確な記録がない場合は不明や誤分類が多くなり、データ品質が低下します。そのため、都道府県がん登録室においてUICC TNM分類の品質を管理するための情報(臨床情報、病理情報)を積極的に収集する仕組みも同時に構築することが望まれます。

また、UICC TNM 分類は定義の厳格性を満たしているものの、情報取得の機会均等性は満たされていないため、診療所などの小規模医療機関からの収集は困難です。

今後、UICC TNM 分類の届出が可能な医療機関の増加を図り、データ品質を確保しながら悉皆性を向上させるために、小規模医療機関等での不明や誤分類の発生頻度を把握する調査の実施も提案します。

(参考) 日本がん登録協議会及び関連学会からの要望書抜粋 (死亡場所の追加)

がん登録推進法改正に関する要望書 (抜粋)

認定特定非営利活動法人 日本がん登録協議会理事長 西野 善一
一般社団法人 全国がん患者団体連合会理事長 天野 慎介
一般社団法人 日本疫学会理事長 玉腰 暁子
一般社団法人 日本癌学会理事長 間野 博行
一般社団法人 日本癌治療学会理事長 吉野 孝之
一般社団法人 日本がん予防学会理事長 石川 秀樹
一般社団法人 日本公衆衛生学会理事長 磯 博康
公益社団法人 日本臨床腫瘍学会理事長 南 博信
日本がん疫学・分子疫学研究会 代表幹事 井上 真奈美

【要望内容】

(中略)

9. 死亡場所に関する情報の全国がん登録への追加の検討

がん患者の死亡場所は、在宅医療、看取り等のがん患者の受療状況を理解する上で大変重要な情報であり、がん医療政策において有用ですが、現在、全国がん登録データベースには記録されていません。全国がん登録データベースにがん患者の死亡場所に関する情報を追加する必要性や課題等について評価、検討を行っていただきますようお願い申し上げます。

(参考) 国会における全国がん登録の届出ルールに関する指摘

令和7年4月22日 第217回参議院厚生労働委員会議事録(抄)

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。お役に立てるように質疑をしたいと思います。

三月十三日の大臣所信の質疑におきまして、私は、全国がん登録推進法の発議者であるということをお願いした上で、全国がん登録の罹患数、率の報告書において、胃がんの罹患数、率が上皮内がんを除くという表に掲載をされておりますけれども、病理学的には上皮内がんとして診断されているものも含まれており、誤解を生まないように表記をすべきではないかという質疑をさせていただき、適切な注釈を付ける等の対応を検討したいと大坪局長に御答弁いただきましたけれども、その後の進捗についてまずはお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

全国がん登録におきましては、上皮内の報告の分類の規定があるにもかかわらず上皮内がんを限局に含めている理由、これは、先生御案内のとおり、上皮内がん、TisをT1aに含めて登録している院内がん登録始め現場の運用によるところでありますが、先生の御指摘のとおり、報告書の中で上皮内がんが含まれている限局を含む表に上皮内がんを除くと注釈がある点、非常に誤解を招くものでありますため、先生から御指摘をいただいた後に、三月二十七日に公表いたしました令和三年の全国がん登録、この報告におきましては、表記をしております上皮内がんを除くの注釈を削除いたしまして、胃癌取扱い規約第十五版における粘膜内がんは胃の悪性新生物に分類されると記載をしたところでございます。

○秋野公造君 素早い対応に感謝を申し上げたいと思います。

その上でなんですけど、資料の一の一、先ほど大坪局長にも御言及いただきました全国がん登録推進法においては、がんが表層にとどまって他臓器に浸潤、転移する可能性がないものを上皮内、赤枠で定義をして、一方で、がんが原発臓器に限局をしているものを青枠の限局に定義をさせていただいておりますが、ならば、前日も議論をいたしましたけれども、**胃がんのUICC第八版のTisとT1aについては上皮内と分類した方が適切であり、治療等の分担も理解しやすいのではないかと**考えます。

全国がん登録においても、胃がんのT1aを全国がん登録上の上皮としてT1bからT3を限局としてはどうかと考えますが、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

全国がん登録では、全ての病院等から全部位の新たに診断されたがんの報告を行っていただくに当たり、極めて単純な分類であります進展度、これを用いております。したがって、T1aとT1bについても、両者を区別せずに進展度の限局として届けているところではございます。

全国がん登録の在り方につきまして、先生御指摘の胃がんのT1aを上皮とし、T1bからT3までを限局とする御提案につきましては、関係学会のニーズなどを踏まえて、国立がん研究センター等と連携して対応を検討したいと思っております。

○秋野公造君 ありがとうございます。よろしくお伺いをしたいと思います。

(参照条文) がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）（抄）

がん登録推進法	条文
<p>第5条</p>	<p>第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報（次に掲げる情報及び附属情報をいう。次節において同じ。）並びに第十五条第一項の規定により匿名化を行った情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所 二 当該がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所（厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所）の存する都道府県及び市町村の名称 三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項 七 当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項 八 当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項 九 当該がんに罹患した者の生存確認情報（生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日（死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項）をいう。以下同じ。） 十 その他厚生労働省令で定める事項
<p>第6条</p>	<p>(病院等による届出)</p> <p>第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日 九 その他厚生労働省令で定める事項

(参照条文) がん登録等の推進に関する法律 (平成25年法律第111号) (抄)

がん登録推進法	条文
第23条	<p>(厚生労働大臣の権限及び事務の委任)</p> <p>第二十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に行わせるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第五条第一項、第八条第一項、第九条、第十条、第十二条第一項、第十三条、第十四条並びに第十五条第一項及び第二項に規定する権限及び事務 二 第十七条の規定による提供に係る権限及び事務（全国がん登録情報の提供の決定及び当該提供を行おうとするときにおける意見の聴取を除く。）、第二十一条第一項から第四項までに規定する権限及び事務（全国がん登録情報の提供の決定を除く。）並びに同条第五項、第六項及び第七項（同条第一項から第三項までの規定による提供を行おうとするときに係る部分を除く。）に規定する権限及び事務
第50条	<p>(意見の聴取)</p> <p>第五十条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項第二号及び第二項、第二十七条並びに第三十二条の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合 二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号（死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条（生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとする場合
がん登録推進法 施行規則	条文
第13条	<p>(その他の届出対象情報)</p> <p>第十三条 法第六条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該病院等ががんに罹患した者の診療録に付した番号 二 当該病院等におけるがんの初回の診断の根拠となった診断方法 三 当該病院等が治療を行ったがんについて、当該病院等が初回の診断を行う以前に当該がんの診断を行った病院等の有無 四 当該病院等が治療を行ったがんについて、当該病院等が初回の治療を行う以前に当該がんの治療を行った病院等の有無

(参照条文) 国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所 がん登録標準化専門委員会規程 (抄)

がん登録標準化 専門委員会規程	条文
第1条	<p>(目的)</p> <p>第1条 国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所パネル・専門委員会設置規程(平成22年4月1日規程第82号)第2条第3項に基づき、委員会は、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)に規定されるがん登録の推進を図る上で、病院等におけるがん診療情報の抽出、コーディング、とりまとめと届出の方法及び都道府県や国において届け出られた情報を審査整理する方法等実務上必要な事項を検討し、関係機関等に対する提言あるいは提示をするため、がん登録標準化専門委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、委員会の運営に必要な項目を定める。</p>
第2条	<p>(構成等)</p> <p>第2条 がん登録センターの職員を含め、がんの臨床医学の専門家、がんの診断分類に関する専門家、がんの疫学統計の専門家、データベースシステムの専門家、病院等及び自治体におけるがん登録の実務に詳しい者の中から、地域や職種を勘案して10名程度とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員会に、委員長をおき、委員会の事務を総理し、代表する。 3 委員会の委員長は、がん対策研究所がん登録センター長とする。 4 委員は、委員長が推薦する。 5 委員は、国立がん研究センター理事長より委嘱される。その身分は、国立がん研究センターにおける職員及び非常勤職員には該当しないものとする。 6 委員の任期は、原則として任期が開始した日から翌年3月31日までの1年以内とし、再任を認めるものとする。
第3条	<p>(担当事項等)</p> <p>第3条 委員会は以下のことを検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 がん登録の登録項目及びその内容に関すること 二 がん登録の実務上の規則及び関連する分類のあり方並びに実務上の適用に関すること 三 その他がん登録実務に関すること <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は委員会の検討結果を、国立がん研究センター理事長に報告する。 3 国立がん研究センター理事長は、前項に示す報告に基づき関係各所へ提言、提示する。
第4条	<p>(開催及び議決方法等)</p> <p>第4条 委員会及び部会は、委員長が構成員の参集を求めて、開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は、がん登録に係る研修や情報の利活用など、分野に応じて、複数の委員で構成される部会を設置して、専門的内容について検討を進めることができる。 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の専門家を、臨時に委員会及び部会へ出席させ、意見を聴取することができる。 4 委員会及び部会における議決事項については、事前の委任・電子的な事前投票を含めて、委員総数の3分の2以上の出席及び参加のもと、委員の過半数で決することとする。 5 委員会及び部会以外の委員会の目的に即した活動については、委員長がその構成員を指名した上で、第5条第2項の定めに基づいて旅費及び謝金を支払う。